

金融機関の負担部分イメージ図

【部分保証方式】

〈保証時点〉

80% 保証部分	20% 非保証部分
-------------	--------------



〈代位弁済時〉

80% 保証協会からの代位弁済	20% プロパー部分
--------------------	---------------



80%部分については保証協会からの代位弁済を受けますが、残りの非保証部分の20%については金融機関の負担（プロパー債権）となります。

【負担金方式】

〈保証時点〉

100% 保証部分



〈代位弁済時〉

100% 保証協会からの代位弁済額	20% 負担金
----------------------	------------



100%保証協会から代位弁済を受けることとなりますが、事後的に20%の負担金を保証協会に支払うこととなります。

● 責任共有制度の対象

平成19年10月1日以降、保証協会が申込受付し、保証承諾したものが対象となり、既保証分等は対象とはなりません。

なお、円滑な制度導入の観点から、次に掲げる保証制度については、100%保証が継続されます。

- ① 国が定める小口零細企業保証制度に係る保証（全国統一保証制度として平成19年10月創設予定）
【対象者】常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下）の会社及び個人等
【保証限度額】1,250万円（既存の保証付き融資残高との合計で1,250万円の範囲内となる新規の保証に限る）
- ② 特別小口保険に係る保証
- ③ 経営安定関連保証（セーフティネット、第1号～第6号の事由に該当するもの）
- ④ 災害関係保証
- ⑤ 創業等関連保証及び創業関連保証
- ⑥ 求償権消滅保証
- ⑦ 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）

また、現行の部分保証制度（特定社債保証、売掛債権担保融資保証等）については、金融機関の方式選択にかかわらず、引き続き部分保証となり、平成19年10月から保証割合は80%となります。

● 導入時期等

(1)平成19年10月1日

(2)負担金方式においては、負担金算出のため「代位弁済等実績率」に係る計測を平成19年7月1日から開始しています。

当協会といたしましては、責任共有制度の円滑な導入に向けて、中小企業者の皆様をはじめ金融機関、県・市町村及び商工団体等関係機関の方々のご理解を得られるよう、最大限の努力をしていく所存でございます。